

新潟市告示第363号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市老人福祉センター福寿荘使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年5月2日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 環境をサポートする株式会社きらめき
所在地 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地
- 2 （徴収・収納）事務を行わせる歳入
老人福祉センター使用料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年4月1日
- 4 （徴収・収納）事務を委託した日
令和7年4月1日
- 5 （徴収・収納）事務を行わせる期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで